

子育て・教育



一時預かり事業の申請受付

令和6年度分の一時預かり事業の申請を受け付けます。
対象 生後6カ月～2歳児
事業実施施設 宮森保育園、宮古保育園、こどもの森阪手保育園、はびすまひろば
※こどもまんなか保育園については町ホームページでご確認ください。
受付期間 3月1日(金)～12日(火)
※土・日曜日を除く。
※先着順ではありません。
※申請書に必要事項を記入し、こども未来課(☎33・9036)へ。

催し・講座



「田原本の町並み」再発見ウォーク

寺内町の古い町並み・レトロな建物・道しるべなどを見て歩き「田原本の良さ」を再発見して記録に残しませんか。お気に入りの場所が必ず見つかりま

町民限定スマートフォン教室

日時・内容 3月21日(木)
●1回目：午後1時～2時(グループマップについて)
●2回目：午後2時30分～3時30分(アプリについて)
場所 青垣生涯学習センター 研修室
定員 各回30人

就職・募集



警察官(第1回)採用試験

受験資格 平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人、または令和7年3月末日までに卒業見込みの人
第1次試験日
▼教養・論文試験：5月12日(日)
▼体力試験・口述試験：5月25日(土)
26日(日)のうち指定する1日
申込方法 インターネット(県警ホームページ)で(下記QRコード)。
受付期間 3月1日(金)～4月12日(金)
※申込先 奈良県警察本部警務課採用係 ☎0120・351・204
●採用インスタグラムでも関連情報を発信しますので、ぜひフォローしてください。



自衛隊

●幹部候補生
応募資格
一般(大卒程度試験) 22歳以上26歳未満の人(20歳以上22歳未満の人は大卒(見込含む)、修士課程修了者等(見込含む)は28歳未満)
一般(院卒者試験) 修士課程修了者等(見込含む)で、20歳以上28歳未満の人
受付期間 3月1日(金)～4月12日(金)
(音楽要員を除く)
1次試験日 4月20日(土)・21日(日)(21日は海・空飛行要員のみ)
※歯科・薬剤科、音楽要員についてはお問い合わせください。
●一般曹候補生
応募資格 18歳以上33歳未満の人
受付期間
第1回 3月1日(金)～5月7日(火)
第2回 7月1日(月)～9月3日(火)
1次試験日
第1回 5月17日(金)～26日(日)
第2回 9月14日(土)～22日(日・祝)
※いずれか1日を指定
●自衛官候補生
応募資格 18歳以上33歳未満の人
受付期間 年間を通じて
試験日 受付時にお知らせします
応募資格



シルバー人材センター説明会

シルバー人材センターは臨時的・短期的な仕事を希望する人にさまざまな仕事を提供する団体です。働くことで健康増進や仲間作りなど充実したシニアライフを送りませんか。
日時 3月13日(水)
午前の部：午前10時～
午後の部：午後2時～
場所 埋蔵文化財センター2階 会議室(阪手348の1)
対象 磯城郡内に居住する、健康で働く意欲のある60歳以上の人
☎(公社)磯城郡シルバー人材センター ☎34・2054

令和6年度福祉タクシー利用券

健康福祉課障害福祉係 ☎34-2090

重度の障がいのある人に対し、タクシーの基本料金分の助成が受けられる利用券を交付します。

受付開始日 3月25日(月)

対象者

身体障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(A1・A2)、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの交付を受けている人

必要書類

該当する手帳・来庁者の本人確認書類

申込方法

必要書類を持って、健康福祉課障害福祉係の窓口まで。



転倒予防セミナー ～転ばぬ先の安全歩行～

町地域包括支援センター ☎34-2104

転倒は、骨折や頭部外傷などの重症につながり要介護状態になる危険もある重大な問題です。このセミナーでは、最新の予防策と実技を通して、日常生活での転倒リスクを減らす方法を学びます。あなたの大切な一歩を守るために、ぜひご参加ください。

日時 3月28日(木) 午後2時～ (受付=午後1時30分～)

場所 青垣生涯学習センター 研修室

講師 下野俊哉さん(理学療法士/日本リハビリテーション技術教育研究機構代表理事長)

持ち物 水分補給のための飲み物、筆記用具
※実技を伴うので動きやすい服装でお越しください。

定員 80人(どなたでも参加できます)

申込方法 3月22日(金)までに直接または電話で町地域包括支援センター(☎34-2104)へ。

★参加された人には令和6年度健幸ポイントを50ポイント付与します!

お知らせ



世界自閉症啓発デー
発達障害者週間

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本では4月2日～8日を「発達障害者週間」とし、自閉症などの発達障害がいについて理解を深めていただく機会としています。発達障害がいをもつ人は、障がいをもって外見からわかりにくいため、行動や態度が誤解されることがあります。この機会に発達障害がいについて考えてみませんか。図書館では関連書籍のコーナーを設置しますので、ぜひご利用ください。展示期間 3月16日(土)～4月11日(木) ☎ 健康福祉課障害福祉係 ☎ 34・2090

募金・義援金受付状況

赤い羽根共同募金 昨年10月から行った赤い羽根共同募金運動にたくさんのご協力をいただき、ありがとうございます。この募金は町の地域福祉の推進のため使われます。募金総額 570万466円(2月2日時点)

町共同募金委員会(町社会福祉協議会内) ☎ 34・2118 令和6年能登半島地震災害義援金 お寄せいただいた義援金は日本赤十字社奈良県支部を通じて被災地へお届けします。累計金額(1月末) 59万3185円 ☎ 健康福祉課社会福祉係 ☎ 34・2098

クラウドファンディングの御礼

認定NPO法人おてらおやつクラブの活動の支援のため実施した、ふるさと納税型クラウドファンディングは目標金額を達成しました。ご支援ありがとうございました。おてらおやつクラブの実施、子どもの居場所づくり事業に活用します。寄附総額 204万3000円 ☎ ことも未来課総合相談係 ☎ 33・9095

新しい民生児童委員が
決まりました

ご家庭での生活上の相談などお気軽にお尋ねください。地区 阿部田・笠形 氏名 生駒 聡 ☎ 健康福祉課社会福祉係 ☎ 34・2098

国民年金の届出を忘れずに

桜井年金事務所 ☎ 42-0033 / 町総合窓口課 ☎ 34-2087

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をされなかった場合、年金額が少なくなったり、年金を受け取れなくなったりすることもありますので、必ず届出をしましょう。

20歳以上60歳未満の人に必要な届出

- 退職したとき(会社員や公務員など、厚生年金保険の加入者の場合)
- 配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険の資格を喪失したとき
- 配偶者の扶養から外れたとき
- 外国から転入または外国へ転出されるとき

年金の納付が困難なとき

保険料を免除・猶予する制度があります。学生は年金保険料免除・納付猶予制度の対象外です。学生納付特例制度をご利用ください。

○国民年金保険料免除制度

「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の免除制度があります。

▼審査要件 申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などが定められた基準以下であること。 ※全額免除以外の免除が承認された期間は、一部納付保険料額を納めないで未納期間扱いとなります。 ※失業された人も、申請により保険料の納付免除・猶予となる場合があります。

○納付猶予制度

50歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。

▼審査要件 申請者本人、申請者の配偶者の前年の所得などが定められた基準以下であること。



さくらまつり

唐古・鍵遺跡史跡公園事務所 ☎ 34-5500

唐古・鍵遺跡史跡公園でさくらまつりを開催します。唐古池周辺の奇麗に咲き誇った桜をお楽しみください。休日は露店も出る予定です。

日時 3月26日(火)～4月4日(木)

午前9時～午後8時

桜のライトアップ…午後6時～8時

※4月1日(月)も開催します。

※最終入場…午後7時30分

駐車場完全施錠…午後8時30分

※バーベキュー、たばこ、テント(ワンタッチテントを除く)は公園ルールで禁止されています。ルールを守ってお楽しみください。



特定計量器の定期検査

地域産業推進課商工観光係 ☎ 34-2080

取引や証明に使用する特定計量器(はかり)は、基準に適合した正確なものを使うよう計量法で定められています。

取引や証明に使用する特定計量器とは、商店・薬局などでの物品の売買や、病院・診療所、学校での健康診断時の体重測定などに使用される計量器で、2年に1回の検査を受ける必要があります。

町内で次のとおり定期検査を実施しますので該当する人は受検されるようお願いいたします。

日時 4月16日(火)・17日(水)

両日とも 午前10時～正午/午後1時～3時

場所 町社会福祉協議会 大ホール

※前回から場所が変更になっています。

手数料

1台につき250円～2,200円程度 ※計量器の種類に応じた手数料が必要 ※現金支払いのみ ※事前予約不要



生活安全ニュース

☎ 天理警察署 ☎ 0743-62-0110 田原本警察庁舎 ☎ 33-0110

保護者の皆様へ ～ご存知でしょうか、SNSを通じてこんなことが起こっています～

CASE ① 自撮り被害に

架空の人物になりすまして時間をかけて信頼させ、脅迫・誘拐・性加害に及ぶケースが後を絶ちません。DMなどで直接連絡を取ろうとしてくる知らない相手は受け付けない対策を。ネット上に流出した画像の全てを回収・削除することはできません。

CASE ② 軽いノリが犯罪に

「児童買春・児童ポルノ禁止法」では、児童ポルノを人に送信させたり、人から送られてきたものをほかの人に転送したりすることを禁止しています。軽いノリでも、れっきとした犯罪です。

CASE ③ 相談から被害者に

家出などの相談から、性犯罪・誘拐・監禁などの重大犯罪に巻き込まれる事案が発生しています。たとえ相手が優しい言葉を使って近づいてきても、SNSなどで知り合った人と安易に会うことは危険です。



CASE ④ 犯罪から抜け出せない

「一度くらいなら」と安易な気持ちで闇バイトに手を出すと、応募の際に送った個人情報から執拗に脅され逃げ出せません。「うまい話には毒がある 満足は一瞬、後悔は一生!」闇バイトに気をつけて!



「フィルタリング」は、ネットの世界に潜む「見えない危険」から身を守るためのマスクです

中学生になるとスマホデビューする子どもも多く、SNSなどの使用頻度が高くなります。コミュニケーションツールでの「仲間外し」などのトラブルや、恥ずかしい写真を送信する「晒し」が行われることもあります。子どもたちには、誤った使い方によって、友達を傷つけるだけでなく犯罪の被害者、加害者になる可能性もあることを意識させましょう。そして、何かあったときは1人で抱え込まず、早い段階で保護者に相談するように教えてあげてください。